

4節 政府の役割と国民の福祉②



目標時間
10分

社会
保障
の
仕
組
み

- (1) 個人に代わって国が生活の保障を行う制度。
- (2) 人々が毎月、保険料を支払い、病気になったり高齢になったりしたときに給付を受ける仕組み。
- (3) 病気になったときなどに一部の負担で治療を受けられる保険。
- (4) 一定の年齢に達してから、あるいは障がいを負ったときなどに現金給付を受ける保険。
- (5) 生活に困っている人々に対して、生活保護法に基づいて生活費や教育費などを支給することによって、最低限度の生活を保障し、自立を助ける仕組み。
- (6) 高齢者や障がいのある人、子どもなど、社会生活を営むうえで不利だったり立場が弱かったりする人々を支援する仕組み。
- (7) 環境衛生の改善や感染症の予防などにより、人々が健康で安全な生活を送れるようにすること。

少
子
高
齢
化
と
財
政

- (8) 40歳以上の人が入会し、介護が必要になったときに介護サービスを受けられる制度。
- (9) 75歳以上の高齢者は独自の医療保険に入会する制度。
- (10) 社会保障が手厚いかわりに、税金などの国民負担を大きくするという考え方。スウェーデンなど北ヨーロッパの国々に見られる。
- (11) 社会保障は手薄なかわりに国民負担を軽くするという考え方。アメリカなどが採用している。

日付	1回目
----	-----

(間違えた番号)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
11

日付	2回目
----	-----

(間違えた番号)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
11

日付	3回目
----	-----

(間違えた番号)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
11

